3　政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「委託者保護基金」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第八条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（所得税法の一部改正）

第九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（法人税法の一部改正）

第十条　法人税法の一部を次のように改正する。

別表第二健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（消費税法の一部改正）

第十一条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の前に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「及び電源利用対策」を「、電源利用対策及び原子力損害賠償支援対策」に改め、同条に次の一項を加える。

6　この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であって、次に掲げるものをいう。

一　第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ

二　原子力損害賠償支援機構に対する出資

第八十六条第二項中「又は電源開発促進勘定」を「、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定」に改める。

第八十七条中「及び電源開発促進勘定」を「、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

3　原子力損害賠償支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　原子力損害賠償支援資金からの受入金

ロ　原子力損害賠償支援資金から生ずる収入

ハ　一般会計からの繰入金

ニ　借入金

ホ　証券の発行収入金

ヘ　機構法第五十九条第四項の規定による納付金

ト　附属雑収入

二　歳出

イ　原子力損害賠償支援資金への繰入金

ロ　第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金

ハ　借入金の償還金及び利子

ニ　証券の償還金及び利子

ホ　一時借入金及び融通証券の利子

ヘ　証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費

ト　原子力損害賠償支援機構への出資金

チ　事務取扱費

リ　附属諸費

第九十一条の次に次の二条を加える。

（一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費）

第九十一条の二　原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。

（原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計への繰入れ）

第九十一条の三　機構法第四十八条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2　原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（原子力損害賠償支援資金）

第九十二条の二　原子力損害賠償支援勘定に原子力損害賠償支援資金を置き、同勘定からの繰入金をもってこれに充てる。

2　前項の原子力損害賠償支援勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3　原子力損害賠償支援資金は、第九十一条の三第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ（第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。）を円滑に実施するために要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

4　原子力損害賠償支援資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、原子力損害賠償支援勘定の歳入歳出外として経理するものとする。